年　　月　　日

日本バプテスト連盟全国壮年会連合

奨学金会委員長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　推薦教会

**奨学金申請に関する推薦決議書**

奨学金申請者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教会は、

上記の西南学院大学神学生が＿＿＿＿＿年度奨学金申請を行なうにあたり、『日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程』（全国壮年会奨学金規程）の内容を確認し、今後、神学生が負う返還義務に関し**当教会に連帯保証人としての責務**が生ずることを十分理解のうえ、総会において奨学金給貸与の推薦を決議いたしました。

|  |  |
| --- | --- |
| 総会開催日 | 年　　　月　　　日（　　　） |
| 教会名 |  |
| 代表役員  （又は代務者） | 印 |
| 総会議長 | 印 |

※原則として、代表役員と総会議長はそれぞれに立ててください。

「全国壮年会奨学金規程」での確認が必要な主な項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な確認事項 | 条項及び要確認事項 | |
| 奨学金申請の資格 | 第７条 | |
| 申請の手続 | 第８条 | □　必要書類及び年度毎の申請手続き |
| 奨学金給貸与の条件 | 第１０条 | |
| 奨学金の  返還および減免 | 第１１条  (奨学金の返還) | □　１種奨学金は卒業後１０年以内に２割以上を返還  □　第１５条返還免除の適用を受けられなかった場合、  １種奨学金全額を返還  ※　卒業後連盟加盟教会または連盟関係諸機関に奉職しなかった場合、卒業後満４年を経過した日の翌日から４年以内に全額返還  ※　神学部を中途退学、卒業後４年未満に連盟加盟教会または連盟関係諸機関を退職した場合、退学・退職した翌月から４年以内に全額返還 |
| 第１５条  (返還の免除) | □　連盟加盟の教会、連盟関係諸機関での専ら伝道の業に従事する期間が満４年を経過し更に継続する場合、返還金の一部または全額を免除。  上記の「免除」とは、卒業の日から満１０年以内に貸与額の２割以上の返還を以って１種奨学金の残額を免除。 |
| 推薦教会による  償還の責任 | 第１３条 | □　奨学金返還義務者が督促にもかかわらず上記第１１条および第１５条の期限内に返還できないときは推薦教会が償還の責を負う |